

『読みやすい社会保険 (Lättläst om Socialförsäkringen)』

翻訳：橋 本 義 郎*

Lättläst om Socialförsäkringen

Yoshiro Hashimoto*

解 題

スウェーデンの社会保険の略史と現制度の概要を、平易なスウェーデン語で「読みやすい (lättläst)」かたちにして簡略に紹介している案内冊子 (2007年版) の抄訳である。ただし保険給付金の額など、数値については可能な範囲で2008年の値に更新している。翻訳の原本はスウェーデンの社会保険庁のホームページ www.forsakringskassan.se から入手した。

スウェーデンの社会保険は、社会保障の中核的制度であり、社会保険料と税金を財源に、あたり前の市民生活に必要な所得保障と傷病や機能障害^{〔訳注1〕}をもった場合のさまざまな追加支出にあてるための、個人と家族に対する現金給付をおこなうための仕組みとして機能している。普遍性と高水準の現金給付がその特徴である。普遍性ということでは、スウェーデンに1年以上居住予定で住民登録をして実際に住みはじめた人であれば、そのはじめから、外国人もふくめて、すべてが (国籍や費用負担実績により排除されることなく)、それぞれの状況に応じた社会保険への権利をもつ。居住自治体による差もない。高水準ということでは、たとえば就労を休止して自宅で子どもの世話をする両親が受給できる両親休暇給与の支給額は受給開始直前にえていた給与の80パーセントで、最大、交替で子どもの世話にあたる両親の分をあわせて (ひとり親であれば親1人で) 480日分の受給ができる。

すべての人が (ということは、もちろんパート労働者やフリーターもふくめて) あたり前の市民の暮らしをするのに (最低限度ではなく) 必要十分な、いいかえれば毎年長期休暇をとって国外旅行を楽しめる程度の少しゆとりのある所得を個人と家族に保障するために、現金給付をする仕組みがスウェーデンの社会保険である。日本の医療保険や介護保険のように、主としてサービス費用をまかなうためのものではない。医療や介護のサービスの供給主体は日本の県に相当する広域自治体のランドスティングと日本の市町村に相当する基礎自治体のコミューンにあり、その費用は税と一部利用者負担 (必ず必要十分な生活費が残るように設定

*はしもと よしろう：大阪国際大学人間科学部教授 (2008.4.11受理)

される負担上限がある。利用上限はない。たとえば機能障害をもつ人が利用する個人介助サービスは、1日24時間まで誰でも必要に応じて利用できる。その費用の週20時間までの分はコミューンが支払い、それを超える分は社会保険庁が支払う。

社会保険による給付金（経済的保障）は、下の図表にしめされているように、①家族や児童への保障、②傷病や機能障害をもつ状況にある人への保障、③高齢者への保障、④その他の状況にある人への保障の領域の四つに分類できる。

スウェーデンの社会保険による経済的保障（給付金）の領域と例

<p>児童や家族への保障（給付金）</p> <p>養子縁組・出産関連：養子手当 妊娠給付金 父親日給付金 など 家族関連：両親給付金 両親一時給付金 遺族年金 など 児童関連：児童手当 介護手当 維持支援費 児童年金 など</p>
<p>傷病や機能障害をもつ状況にある人への保障（給付金）</p> <p>傷病関連：傷病休暇給与 傷病給付金 交通費補償金 自由加入傷病保険 活動代用報酬 傷病代用報酬 歯科治療保険 など 機能障害関連：障害者代用報酬 介助サービス費補償金 自動車補助金 など</p>
<p>高齢者への保障（給付金）</p> <p>高齢者年金：所得年金 プレミア年金 基礎保証年金 高齢者生活維持支援金 特別年金補足金 など</p>
<p>その他の状況にある人への保障（給付金）</p> <p>労働市場政策関連：活動支援金 など 雇用主関連：小企業負担限度額と社会保険庁による補助 など</p>

出所：Försäkringskassan（2007c）の9頁における社会保険による給付金の分類枠を下敷きにして、Försäkringskassan（2007a）の給付金案内項目を分類するかたちで筆者が作成した。

上の図表の高齢者年金は、1999年の制度改正により、所得年金（賦課方式で運営される所得比例年金）とプレミア年金（積立方式で運営される所得比例年金）を組み合わせた仕組みに再編されている。

社会保険庁は社会保険によるすべての給付種目について、個々に独立した多数の用途テーマ別の案内冊子を整備し、詳細説明をしている。たとえば傷病保険・高齢者年金・住宅

費補助・養子手当・学生のための保険・国外での傷病保険・障害者のための自動車補助金・歯科治療保険・両親保険（親が子どもの看護などのために仕事を休んだときの所得保障保険）などのテーマ別冊子がある。それらについても同庁のホームページから入手することができる。テーマ別冊子については、今後、本紀要の後続の号またはその他の刊行物において順次に翻訳・紹介していく予定である。

なお、訳文中の（ ）内は訳者によるもので、補足説明または直前の訳語に対応するスウェーデン語である。

キーワード

社会保険、社会保障、スウェーデン

Key word

social insurance, social security, Sweden

はじめに・・・すべての市民の暮らしを守る社会保険

社会保険はスウェーデンに住み人、働く人すべてのためにあります。家族と子ども、そして機能障害をもつ人を守ります。病気の人や労働傷害をおった人、高齢者なども守ります。スウェーデンはヨーロッパ連合（Europiska unionen、略称：EU）に加盟しているので、スウェーデン市民には他のEU加盟国による社会保険についても一定の権利があります。

目次

- 1 何のために社会保険があるのか
- 2 社会保険の誕生と歩み
- 3 病気やケガをしたときのために
- 4 妊娠と出産および養子縁組について
- 5 子どものいる家族について
- 6 機能障害をもつ人について
- 7 年金について
- 8 労働傷害をおった人について
- 9 労働市場政策事業に参加している人について
- 10 住宅費補助について
- 11 雇用主について
- 12 社会保険の運営
- 13 社会保険に関する義務
- 14 関連機関とその問い合わせ方法（省略。ちなみに本文の各項目の説明ごとに、「もっ

と詳しく知りたい場合」に社会保険庁に電話やメールで問い合わせたり、同庁のホームページwww.forsakringskassan.seや社会保険事務所から案内冊子入手したりする方法などについて記されているが、それらも省略した)。

1 何のために社会保険があるのか

社会保険は、生涯をとおしての安心のためにあります。傷病や機能障害^(訳注2)にともなう費用や育児のための費用にあてるための金銭の支給や、年金給付と就労支援などのための資金を社会として確保し、すべての市民が安心して暮らせるようにするための保険です。

2 社会保険の誕生と歩み

貧乏な人をたすけるための社会制度として社会保険は生まれました。昔は、貧しさのゆえに死んでいく人がいました。スウェーデンでは、1800年代の中頃から近代産業が始まり、それまで農業などの第一次産業に従事していた人の多くが、その時期に工場労働者となりました。

労働者は賃金を得て働く。

しかし、病気になると働けず、したがって賃金もなくなる。
年をとって工場を解雇されると、文無しになってしまう。

仕事はきつく、汚く、危険。
工場でケガをする人が続出。

それで工場を解雇されると一文なし。
そこで人びとは組合をつくった。
お金がなくなった仲間を、連帯して支援するために。
その組合は《傷病者支援基金 (Sjukhjelpkassor)》と名づけられた。

1931年。組合による傷病者支援基金の設立から間もなく100年がたとうとするとき、国が
基金への税金の投入を決定し、同基金は「傷病基金 (Sjukkassor)」と改称される。

1955年。国の機関である社会保険庁 (Försäkringskassan) の創設。

以下、スウェーデン市民が生涯を通して安心して暮らせるようにするためにつくられた法・制度を紹介します。

『読みやすい社会保険 (Lättläst om Socialförsäkringen)』

1901年。就労中の事故補償金に関する法律 (Lagen om pengar vid en olycka på arbete) の制定。

1914年。国民年金に関する法 (Lagen om folkpension、旧国民年金についての法律) の制定。

1948年。すべての児童を対象とする児童手当 (Barnbidraget) の創設。

1955年。すべての市民を対象とする一般傷病保険 (Allmän sjukförsäkring) の創設。医療費の引き下げを実施。

1955年。労働傷害保険 (Yrkesskadeförsäkringen) を創設し、就労により傷害をおった人への補償金の支給を開始。

1960年。一般追加年金 (Allmän tilläggs pension、略称はATP) の創設。これによって、より長期にわたって就労した労働者に対して、それにもあったより多くの年金が支給されることになる。

1974年。両親保険 (Föräldraförsäkringen) の創設。これによって、たとえば子どもが病気になったときに、親が看病のために仕事を休む権利と、その間の親の所得保障の権利が確立する。

1977年。新労働傷害保険 (Arbetsskadeförsäkring) の創設。

1999年。年金制度の改正。

2001年。社会保険制度を改正し、社会保険がスウェーデンで住むまたは働くすべての市民を対象とするものになる。

3 病気やケガをしたときのために

傷病休暇給与 (sjuklön)

労働者が傷病休暇をとる場合は、最初の14日間までの傷病休暇日について傷病休暇給与の支給申請をすることができます。ただし第1日目は「待機日」とよばれ、その日の支給額は0です。

14日間をこえる場合は、雇用主がその旨を社会保険庁に通知することになります。傷病休暇給与の受給者は、傷病から回復してから雇用主に対して報告書を提出します。報告書には傷病休暇の期間を記入します。報告用紙は最寄りの社会保険事務所にあります。

傷病給付金 (sjukpenning)

傷病休暇給与の受給資格がない場合には、社会保険庁に傷病給付金の支給申請をすることができます。傷病給付金の支給対象日数は14日です。申請により社会保険庁が調査し、受給権の有無について審査・決定します。

長期の傷病の場合

傷病期間が7日をこえる場合は、医師による診断書の提出が必要になります。診断書には就労ができない理由の記載が必要です。

失業した場合の対応

失業した場合は、3週間以内にすみやかに労働紹介所に登録することが重要です。失業すると傷病休暇給与の受給資格も失います。そうすると一般的には傷病時に受けとれる支給金が少なくなります。しかし、労働紹介所への登録をしていると、就労していたときと同額の支給金をえられる場合があります。

交通費補償金 (reseersättning)

傷病のために必要な追加交通費用が支給される場合があります。通常の交通手段での通勤が困難なために、別の交通手段で通勤する場合に生じる追加交通費用にあてる交通費補償金が支給されます。たとえばタクシーを利用すれば通勤可能なときは、タクシー代が支給されます。雇用主または社会保険庁がその費用を負担します。

労働量の軽減と軽減分についての補償金

労働時間を短縮することで勤務継続が可能になる場合は、短縮時間を自宅での療養にあてることで、その時間分に対する補償金が支給されます。たとえば自宅療養のために一日の労働時間を短縮すると、その短縮時間分の給料相当の金額が傷病給付金として支給されます。

本人がどの程度働けるかは、社会保険庁が調査し、同時に、通常の勤務形態への復帰に要する期間も審査・決定します。

以前の勤務に完全に復帰することが不可能と判断された場合は、本人にできる労働内容の仕事を雇用主が用意することになります。

自営業者の場合

自営業者の場合は、本人が傷病保険料を支払います。待機日数（傷病給付金を受給しないで待機する日数）については3日か30日かのいずれかを選択することができます。30日にすると保険料が安くなります。

学生の場合

学生の場合は、別の規則によって傷病給付金を受けることとなります（学生への経済的保障の内容については橋本義郎（2007）を参照）。

自由加入傷病保険（frivillig sjukpenningförsäkring）

就労所得がないか、または低額である場合は、社会保険庁が管理・運用する自由加入傷病保険に加入できます。その登録は社会保険事務所でおこないます。保険料は本人が支払います。同保険により支給される傷病給付金は非課税です。

危険で感染性の高い病気になった場合

危険で感染性の高い病気になった場合は、たとえ就労できる体調であったとしても療養休暇をとることになります。その療養期間についての感染者給付金（smittbärarpennning）を受給できます。

家族の看護のために休暇をとる場合

家族の看護のために休暇をとる場合には、近親者看護給付金（närståendepennning）を受給できます。

活動代用報酬（activitesersättning）

19歳から29歳までの年齢で、1年以上の期間にわたって、傷病や機能障害のために就労能力の4分の1以上の減少があった場合に、活動代用報酬を受給することができます。

機能障害のために長期の就学を必要とする場合

機能障害があるために通常よりも長期にわたって、基礎学校（grundskola、日本の小中学校に相当）や高等学校（gymnasie）で就学する必要がある場合には、その期間に対して活動代用報酬を受給することができます。

活動代用報酬による活動

就職に役立つ活動をすることで活動代用報酬を受給できます。機能障害をもつ場合には、機能回復などのためのトレーニングを受けることで受給できます。就職につながる教育も支給対象の活動です。

傷病代用報酬 (sjukersättning)

30歳から64歳で、永続的に就労ができない人は傷病代用報酬を受給できます。一年以上の一定の期間について就労ができない人には期間限定の傷病代用報酬が支給されます。全日は無理であるが一定時間であれば就労可能という場合には、その就労時間に応じた傷病代用報酬を受給できます。

傷病代用報酬と活動代用報酬の額

就労実績のある場合は、それまでの就労所得に応じて算定される額を受給できます。就労所得がまったくないか、あっても非常に少ないかの場合には、基本保証代用報酬 (garantiersättning) が支給されます。基本保証代用報酬の額はスウェーデンでの在住期間の長さによって決定します。

傷病代用報酬と活動代用報酬の休止

1年以上にわたって傷病代用報酬または活動代用報酬を受給したのちに、試行的に就労をはじめめる場合には、給与を得ながら、同時に傷病代用報酬または活動代用報酬の受給資格を保持することができます。試行就労が順調であることを確認の後、代用報酬の休止の申請をします。これにより、代用報酬の支給は停止されますが、その後の2年間または認定された代用報酬保障期間の終了時まで、代用報酬受給資格を保持することができ、必要に応じて受給を再開することができます。

リハビリテーション

病気やケガをした人が職場復帰のために受ける支援がリハビリテーションです。復帰のためのトレーニングや教育がその内容です。

リハビリテーションの監督責任者

社会保険庁は、すべての関係機関と協力して実行可能な最良のリハビリテーションの提供をめざします。必要な施策づくりとその調整の指揮監督責任も社会保険庁にあります。

『読みやすい社会保険 (Lättläst om Socialförsäkringen)』

しかし実際に個々が必要とするリハビリテーションを適切・確実に得られるように、申請などの手続をするのは本人とその雇用主です。失業中の場合は本人と、労働紹介所・社会保険庁の3者が合同でこれをおこないます。リハビリテーション期間についてはリハビリテーション代用報酬を社会保険庁が支給します。

歯科治療

スウェーデンで居住または就労するすべての人が、歯科治療費の補助を受給することができます。すべての児童が20歳になるまで無料で歯科治療を受けることができます。

20歳になってからは、歯科治療保険により歯科治療費を支払うことができます。一部を本人が支払い、残りは社会保険庁が支払います。(19歳までの児童・青年の歯科治療は無料である。20歳から29歳までと65歳以上の年齢集団の患者負担料金は、30歳から64歳までの場合より低めに設定されている。また傷病による長期療養中の患者についても同様に患者負担料金の軽減がなされる。金やセラミックの使用、ブリッジ、インプラントなどについては別個の規則が適用される。65歳以上の患者の治療費自己負担には上限があり、その額は7700クローナ〈13万8600円。1クローナを18円として。以下同じ換算率をもちいる〉と材料費である。

ちなみに医療サービスの供給責任は日本の都道府県にあたるランドステイングにあり、料金には年間最高額が設定されている。医療治療料金の年間徴収最高額は900クローナ〈1万6200円〉で、医薬品料金の最高額は1800クローナである。最高額に達すると証明書が発行され、それ以降は無料となる。)

外国での傷病について

外国で病気やケガをした場合は現地で治療を受けることができます。支払う治療費の額は、スウェーデンと当該国との協定の有無と内容によって決まります。

【ヨーロッパ連合 (Europiska unionen、略称：EU) とスイスにおける場合】

EUまたはスイスで公的医療機関を利用した場合は、当該国の国民と同額の料金を支払うことになります。民間の開業医や病院の場合は、それより高額になります。外国旅行のときにはヨーロッパ傷病保険証を携帯するようにしましょう。同保険証は社会保険事務所で入手できます。

【EU以外の地域における場合】

EU以外の地域においても、スウェーデンと協定を結んでいる場合は、一定額を超える高額医療費でないかぎり、医療費保障の対象となります。詳細については出国前に社会保険庁に問い合わせましょう。そのときに社会保険庁が必要書類をわたします。

旅行保険を併用すること

国外旅行の場合は、旅行保険をかけるのが望ましいです。その併用によって医療保険の対象外の出費に対応することができます。

4 妊娠と出産および養子縁組について

養子手当 (adoptionbidrag)

外国から養子を受け入れる場合に、社会保険庁から養子手当を受給できます。手当金を受けとるには、裁判所または国の機関である国際養子縁組委員会 (Statens Nämnd för Internationalla Adoptionsfrågor, 略称: NIA) による承認が必要です。

妊婦の権利

現在の職務を遂行することで妊婦本人または胎児が傷害をこうむる危険性がある場合に、職務内容や担当業務の変更を要求する権利が妊婦にあります。

妊娠給付金 (havandeskapspenning)

遂行可能な職務の提供を雇用主ができない場合は、妊婦給付金を受給して自宅待機することができます。職務が過重であれば、50日まで妊婦給付金の支給対象となります。しかし、出産予定日の60日前までは支給対象外です。

労働環境法 (Arbetsmiljölagen) により労働を禁止される場合は、禁止対象のすべての労働日について妊娠給付金が支給されます。

出産直前の10日間は妊婦給付金支給の対象になりません。

一日の労働のある部分が可能な場合は、残りの部分についての妊婦給付金が支給されません。

5 子どものいる家族について

両親給付金 (föräldrapenning)

子どもがいる場合には、両親給付金の受給権があります。2002年以降に生まれた子どもについての最大支給日数は両親分で480日 (二人で平等に分かち合ったとすれば一人につき240日) です。2002年以前については450日です。

支給対象期間は子どもが8歳になるまでで、その期間には自宅にいて子どもの世話をすだけで両親給付金を最大日数に達するまで受給することができます。全日自宅にいる場

『読みやすい社会保険 (Lättläst om Socialförsäkringen)』

合も、一日のうちの一部だけ就労して残りは自宅で子どもの世話をするという場合も受給することができます。

母と父が分かち合って受給し、交替で自宅にいて子どもの世話をすることもできます。親の一方が他方に、最大60日分まで受給権を譲渡することができます。

ひとり親である場合には、すべての日数分をひとりで受給することができます。

出産以前については最大60日分まで受給できます。

両親一時給付金 (tillfällig föräldrapenning)

子どもの傷病のために自宅にいる必要が生じた場合には、両親一時給付金を受給できます。両親分あわせて年に60日までの受給ができます。対象期間は子どもが12歳になるまでです。

子どもが医師の診察を受けるのに付きそう日についても両親一時給付金を受給することができます。

特別な介護と見守り

子どもが12歳から16歳で、特別な介護と見守りが必要な場合や機能障害をもつ場合に両親一時給付金を受給できます。受給手続きには医師の証明書が必要です。

機能障害者支援サービス法 (Lagen om stöd och service till vissa funktionshindrade, 略称: LSS) によるサービスを利用している子どもについては、それについての別の規則によります。

全日自宅にいる場合も、一定時間いる場合も対象となります。受給できるかどうかは、就労せずに自宅にいる時間がどれぐらいかによって決まります。

父親日給付金 (pappdag)

子どもの誕生のときに、すべての父親が10日間の有給休暇をとることができます。この10日を《父親日》とよびます。父親日は、生まれた子どもが退院してから60日後までにとることになっています。

養子をもった父親にも父親日があります。養子をもった日から60日後までにとることになっています。

児童手当 (barnbidrag) と多児追加給付 (flerbarnstilläg)

スウェーデンに居住する16歳未満のすべての子どもについて児童手当が支給されます。子どもが16歳になっても基礎学校 (日本の小中学校に相当) で就学している場合には、引き続き、基礎学校を修了する月まで児童手当が支給されます。二人以上の子どもがいる場

合には多児追加給付を受給できます。

介護手当 (vårdbidrag)

病気または機能障害のために介護を必要とする子どもと同居している場合に、介護手当を受給できます。6ヶ月以上にわたって特別な介護や見守りが必要な子どもの親に支給されます。当該児童の介護や見守りについて追加費用が必要であることを示すことが受給条件となっています。

介護手当の支給の仕方

誕生のときから介護手当が支給され、子どもが19歳になる年の6月まで継続します。その後は、子ども自身が障害者代用報酬 (handikappersättning) を受給します。子どもが入院した場合も、6ヶ月までは介護手当を継続受給できます。

維持支援費 (underhållsstöd)

子どもと同居していない養育責任のある親が、子どもの養育費を支払わないか、あるいはその支払額が所定の額を下まわっている場合に、社会保険庁が一時的に代行して、公式に子どもとの同居登録をしている親に対して、不足分を支給します。当然のことですが、この支援金を受給する親にも子どもの養育責任があります。子どもと同居していない親が支払い義務を負う養育費の額は、当事者である両親が同意のうえ決定します。両親が自身で同意にいたることができないときは、裁判所がその額を決定します。この裁判所で決定される養育費が《維持支援費》です。

所定の養育費を支払わなかった親には、維持支援費の返済義務があります。どれだけの返済義務を負うかは、本人の所得によって異なります。

維持支援費の支給期間

子どもが18歳になるまで維持支援費を受給することができます。子どもが20歳になるまでは支給期間の延長が可能です。ただし、子どもが基礎学校か高等学校に在学していることが条件になります。

変更の通知

生活状況などについての変更がある場合には、社会保険庁に通知しなければなりません。たとえば子どもがもう一方の親と同居することになった場合や子どもが国外で6ヶ月をこえて生活する場合などに通知が必要です。

6 機能障害^(訳注2)をもつ人について

障害者代用報酬 (handikappersättning)

19歳になる年の7月から65歳になるまでのあいだが障害者代用報酬の支給対象期間です。障害者代用報酬は、日常生活をいとむのに他者による支援が必要な人に対して支給されます。

障害者代用報酬を受給するには、機能障害のために生活費がよけいにかかることを示す必要があります。すくなくとも1年は支援が必要であることが条件になります。事情により65歳以上でも受給できる場合があります。

介助サービス費補償金 (assistancesättning)

介助サービス費補償金は重度の機能障害をもち、個人介助サービス (personling assistans) を必要とする人の権利です。すなわち食事・衣服の着脱・シャワー浴や会話の補助などについての支援をうけるために、週に20時間をこえる個人介助サービスを必要とする人がその受給権者になります。(週20時間までの個人介助サービスの費用は住民登録をしたコミューンが支払う。)

個人介助サービスの利用は幼少時から利用できます。しかし65歳以上の人は、原則として個人介助サービスの対象とはなりません。(65歳以上の人は、一般的には高齢市民を対象としたホームヘルプサービスなどを利用することになります。ただし、65歳になる以前に個人介助サービスの利用をはじめている場合には、65歳をこえてからもその利用を継続することができる。)

自動車補助金 (bilstöd)

ひとりで歩いたり、バスや列車を利用したりするのが困難な場合は、自動車の購入と改造のための補助金を受給できます。子どもが機能障害をもつ場合には、親が補助金を受給することができます。モーターバイクの購入も補助対象となります。(自動車のバリアフリーのための改造費は全額、制限なしで支払われる。自動車本体の購入についての補助には上限がある。)

7 年金について

高齢者年金 (ålderspension) ・ ・ ・ 1938年以降に生まれた人を対象とする一般年金 (allmänna pension)

一般年金は所得年金 (inkomstpension、賦課方式の所得比例年金) と追加年金

(tilläggs pension) ・ プレミア年金 (premiepension、積立方式の所得比例年金) および基礎保証年金 (garantipension) からなります。その管理・運営は社会保険庁とプレミア年金局 (Premiepensionsmyndigheten) がおこなっています。

高齢者年金の受給

高齢者年金の受給額は本人の生涯所得によってきまります。長期間就労して多くの所得があった場合には高額年金を受給できます。所得が少ない場合は年金の受給額も少なくなります。

就労者の年金保険料は所得税のなかから支払われます。保険料は所得年金と、プレミア年金にあてられます。年金にあてられた税金は退職後に本人にもどってきます (たとえば被雇用者の場合、課税対象給与所得の7%分が年金にあてられる。手続きは雇用主が代行し、所得税のなかの相当分を被雇用者の年金のための本人負担金として納付し、その所得税からの負担金は退職後に本人に年金の一部となってもどってくる)。

年金への権利

年金への権利は就労実績のある人だけのものではありません。傷病給付金・両親給付金・失業代用報酬・傷病代用報酬・活動代用報酬などにより、就労実績のない人にも年金への権利を保障しています。家庭で育児に専念していても、就学中あるいは兵役中であっても年金への権利があります。

61歳になった時点から高齢者年金の受給権をもちます。ただし、この段階では全額受給にはなりません。全額受給権をえるのは65歳からです。また、61歳以降は、週のうちのある部分だけ就労して、その賃金をえて、残りの部分についてのみ年金を受給することができます。

高齢者年金は課税対象になります。

追加年金と所得年金

市民が年金のために支払う税の大部分は所得年金にあてられます。1938年から1953年までに生まれた人の場合は、所得年金の一部が追加年金になります。年齢が上であればあるほど、追加年金として受給する分の割合が高くなります。

プレミア年金

市民が支払う税のわずかな部分がプレミア年金にあてられます。1938年から1953年までに生まれた人の場合は、その割合がさらに低くなります。プレミア年金については被保険者自身が投資先を選びます。プレミア年金局が契約をむすんでいるさまざまな基金がその

選択肢としてあります。

自身で選ばない場合には、社会保険庁が代行してプレミア貯蓄基金 (Premiesparfonden) に投資します。同基金は7つの年金基金によって運営されています。

退職後に受けとる年金額の算出方法は、所得年金と同じです。

基礎保証年金

生涯をとおしての収入がまったくないか、ごくわずかである場合には、基礎保証年金を受給することになります。その受給権をえるにはスウェーデンに3年以上在住する必要があります。同年金の最高保証額を受給権をえるにはスウェーデンに40年以上在住する必要があります。難民にも受給権があり、個々の事情に配慮した例外措置もとられます。受給開始年齢は65歳です。

1938年から1953年のあいだに生まれた人の場合について

かつて《一般追加年金 (Allmän tilläggspension、略称：ATP)》とよばれる年金制度がスウェーデンにありました。それが2003年に廃止され、1938年から1953年に生まれた人には、一般追加年金によるのと同等の受給権を保持できる新制度が適用されることになりました。一般追加年金を適用した場合の年金額が、新制度の最低額を下まわる場合は、下まわり分が追加されます。この追加は《保証追加 (garantitillägg)》とよばれます。受給開始年齢は65歳です。

1937年以前に生まれた人の場合について

2003年からは、新規則がすべての年金について適用されることになりました。つまり一般追加年金がなくなり、そのかわりに追加年金と基礎保証年金が適用されることになったということです。一般追加年金にくわえ国民年金と年金補助 (pensionstillskott) ならびに特別基礎控除 (särskilda grundavdraget、略称：SGA) も廃止になりました。年金保険料は税金として支払います。

【追加年金】

3年以上就労し、その間に税金を納めた実績のある人に追加年金の受給権があります。スウェーデンに1年から2年居住した場合は、EUあるいはヨーロッパ経済協力地域 (Europeiska Ekonomiska Samarbetsområdet、略称：EEA) またはスウェーデンが協定をむすんでいる地域における労働実績も、年金受給資格判定の基準値として勘定されます。追加年金は一般追加年金の代替であり、また、昔の国民年金 (folkpensionen) にかわるものでもあります。したがって次の二つの部分から構成されています。

◇ 2002年12月以前の制度による一般追加年金に対応する部分

◇ 昔の国民年金に対応する部分

【基礎保証年金】

受給できる追加年金がまったくないか、あるいは小額である場合は、基礎保証年金を受給できます。基礎保証年金は廃止になった国民年金と年金補助 (pensionstillskottet) および特別基礎控除 (SGA) の代替です。

遺族年金 (efterlevandepension, om någon dör)

家族が死亡した場合には、社会保険庁による援助を受けることができます。児童年金 (barnpension) と適応調整年金 (omställningspension) および配偶者年金 (änkepension) が支給されます。就業中または通勤途中の死亡の場合は、労働傷害保険も受給できます。

【適応調整年金と基礎保証年金】

配偶者または登録したパートナーが死亡した場合に、適応調整年金と基礎保証年金を受給できます。65歳未満で、18歳未満の子どもと同居しているときは、10ヶ月間の適応調整年金を受給できます。12歳未満の子どもと同居している場合は、受給期間が10ヶ月にくわえること12ヶ月の延長になります。この延長された年金は《延長適応調整年金 (förlängd omställningspension)》といます。延長適応調整年金の支給対象期間は、一番下の子どもが12歳になるまでです。

【配偶者年金と基礎保証年金】

配偶者が死亡した場合は、遺族配偶者年金と基礎保証年金を受給できます。1989年以降に結婚していることがその条件となります。1944年以前に生まれた女性と、1945年以降に生まれた女性とでは、適用される規則がこととなります。基礎保証年金は前者には支給されますが、後者には支給されません。

児童年金と児童に対する遺族年金

親の一方または両方が死亡した場合、18歳未満の子どもは児童年金の受給権をもちます。18歳以上であっても基礎学校や高等学校などで就学中であれば、児童年金を受給できます。児童年金は最長で子どもが20歳になる年の7月まで支給されます。

年金の補足

【住宅費補足金 (bostadstillägg till pensionär)】

住宅費額と所得額によって住宅費補足金の額がきまります。

【高齢者生活維持支援金 (äldreförsörjningsstöd)】

スウェーデンでの居住期間が短いために高齢者年金をほとんど受給できず、生活維持のための金銭的支援が必要な場合に、高齢者生活維持支援金が支給されます。

【特別年金補足金 (särskilt pensionstillägg)】

病気や機能障害をもつ子どもの介護のために、6年以上にわたって就労できなかった場合に、特別年金補足金を受給できます。子どもが早期受給開始年金 (förtidspension) を受給しているか、あるいは傷病手当と障害者代用報酬とを受給しているかのいずれかであることがその要件となります。1964年以降に6年以上、15年以下の期間にわたって自宅で子どもの介護にあたっている期間が同補足金の算定対象期間となります。

1992年6月末までについては、10年間自宅で介護をしたことが受給資格要件となります。

8 労働傷害をおった人について

労働傷害保険 (Arbetskadeförsäkring)

労働中または通勤中に傷害をおった場合は、労働傷害保険による代用報酬を受給できます。同保険は労働に関連する病気にも適用されます。たとえば労働上の作業に起因する背骨や腰の痛み、皮膚の傷病などが対象となります。病気感染も同様です。

労働傷害をおったときは、その旨を雇用主に通知します。それを受けて雇用主が社会保険庁に通知します。

生命保険 (livränta)

労働傷害によって就労継続が不可能またはそれにちかい状態になった場合は、生命保険を受給できます。同保険は、傷害のために失った所得をおぎなうために支給されます。傷病代用報酬や活動代用報酬を受給した場合も、それに対応して算定される生命保険を受給できます。

死亡の場合

労働傷害のために死亡した場合は、配偶者と18歳未満の子どもが生命保険を受給できます。その額は、死亡者の所得総額によって決まります。自身の遺族年金と子どもの遺族年金を受給している場合は、その額を勘定にのせて生命保険の額を算出します。遺族には葬儀費用についての補助を受ける権利もあります。

9 労働市場政策事業 (arbetsmarknadspolitiskt program) に参加している人について

活動支援金 (Aktivitetsstöd)

労働市場政策事業に参加することによって、活動支援金を受給できます。同支援金の給付対象となるのは、労働市場教育 (arbetsmarknadsutbildning) ・就労支援リハビリテーション (arbetslivsinriktad rehabilitering) ・労働実習 (arbetspraktik) ・コンピューター技術研修 (verksamhet på datortek) ・起業支援 (start av näringsverksamhet) ・若年者保証 (ungdomsgaranti) などの事業です。

活動支援金の支給

活動支援金の額は、失業したときに失業対策庁 (arbetslöshetskassa) から受給する失業保険金とほぼ同額です。1週につき5日分の支援金を受給します。レーン労働局 (länsarbetsnämnden、国の行政区であるレーンの機関) または労働紹介所が活動支援金の受給要件について説明します。

活動支援金は課税対象となります。社会保険庁が支援金の支給額と、受給者が支払う税金の算定をします。

10 住宅費補助について

住宅手当 (bostadsbidrag)

子どもがいる家族は住宅手当を受給できます。独立居住している18歳から29歳までの若者も、子どもがいない場合には、住宅手当を受給できます。スウェーデンに居住し、正式に住民登録していることが住宅手当申請の要件となっています。社会保険庁が住宅としてみなすのは住民登録されている住所の住宅です。

住宅手当は三つの部分からなります。一つは住宅費そのものにあてる手当です。二つは同居する子どもについての特別手当で、三つはときどき帰宅・居住する子どもについての若者手当です。独立居住の18歳から29歳の若者が受給できるのは住宅費にあてる手当のみです。当該の1年が経過してから、税務署を通して実際の所得額を社会保険庁が確認します。

住宅手当の支給

まず何人居住するかが支給額算定の基準になります。それにあわせて所得額と支払う住宅費ならびに住宅の広さも基準になります。1月から12月までの1年間にどれだけの所得

『読みやすい社会保険 (Lättläst om Socialförsäkringen)』

が見込まれるかを計算し、予測申告して住宅手当を受給します。当該の1年が経過したのちに税務署をとおして社会保険庁が実際の所得額を確認します。予測申告額より多い所得があった場合には手当を一部返還します。逆に実際の所得が予測を下まわったときには、追加の手当を受給できます。

11 雇用主について

小企業についての負担限度額

小企業が多額の傷病休暇給与を支給しなければならないときには、社会保険庁による補助を受けることができます。これは2003年7月から施行された新規則によるものです。

以前は雇用主が傷病休暇給与を支払うための保険に加入することになっていましたが、もはやその必要はありません。負担限度額が設定されたからです。

長期有給休暇の給与負担のための保険の継続はできます。しかし、その費用の上限は90基礎額です。2007年の1基礎額は4万0300クローナ（2008年は4万1000クローナ、73万8000円）です。

退職者への通知

雇用している労働者が退職する場合には、本人がその届けを社会保険庁に出すように通知します。本人の届けによって社会保険庁からの関連給付金の受給権が確保されます。

12 社会保険の運営

決定についての不服がある場合

社会保険庁の決定に不服がある場合は、再裁定を依頼できます。再裁定にも不服があればレーン裁判所に訴えることができます。レーン裁判所の決定にも、なお不服な場合は、財務租税裁判所 (kammarrätten) に訴えることができます。さらに、その次には最高裁判所 (Regeringsrätten) への訴えも選択肢としてあります。しかし、その場合は、最高裁判所が重要問題と判断することが審理入りの前提です。

社会保険庁からの受給金の課税

社会保険庁からの受給金は課税対象となります。受給金の多くは年金によるものです。毎年1月に、社会保険庁から年金管理報告書がとどきます。同報告書には、当該年にどれだけの給付金が支給され、そのうちのいくらが税として徴収されたかが記載されます。

基礎額 (prisbelopp) とは何か

毎年、国の政府が基礎額を決定します。基礎額は社会保険庁の給付金算定の基準値となります。2007年の基礎額は4万300クローナ（2008年は4万1000クローナ、73万8000円）です。

社会保険に関する法律の決定者

国の政府が社会保険に関する新法案や修正法案を、毎年、数回、国会に対して提出し、国会の採決をへて社会保険に関する法規が更新・決定されます。

社会保険の運営者と対象者

社会保険庁が社会保険を運営します。社会保険はスウェーデンに居住する人すべてに対して普遍的に適用されます。国が費用を負担します。

13 社会保険に関する義務

変更についての申告義務

給付金受給にかかわる変更はかならず社会保険庁に報告することが義務づけられています。

過剰受給した場合

実際の権利以上に給付金を受給した場合には、過剰分を返済する義務があります。自身のおやまりでなく過剰受給が生じた場合も、返済の義務があります。

偽りの申告は犯罪

社会保険庁に対して意図的に事実とことなる申告をして、不正に給付金を受給することは犯罪です。犯罪とされたがわられる行為があった場合、社会保険庁はそのことを警察に通報します。そうなった場合には、罰金刑または禁固刑がかされることがあります。

14 関連機関とその問い合わせ方法（省略）

訳注

- 1 1980年の世界保健機関 (WHO) による国際障害分類 (International Classification of Impairments, Disability and Handicaps, 略称: ICIDH) は、「障害」の概念を①身体の形態・構造や心身の機能についての損傷 (impairment) と、②能力制限である能力の障害 (disability) および①と②に関連する社会的結果としての社会生活上の不利 (handicap) の3側面に区分し、構造的にとらえた。《機能障害 (funktionshinder)》は、この国際分類における心身の機能と関連する能力障害を意味する用語である。
- 2 同上。

参考・引用文献

【日本語文献】

厚生労働省 (2007) [編] 『世界の厚生労働2007』TKC出版。

橋本義郎 (2001) 『福祉活動のフィールド学：スウェーデンと日本・アメリカでの試みから』明石書店。

橋本義郎 (2006) 『「人間の共生」をめざして：〈インクルージョン〉の福祉学』相川書房。

橋本義郎 (2007) 「スウェーデンの大学における就学費保障：中央就学支援委員会 (略称: CSN) による就学支援金事業の概要」大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第20巻第3号、9-23頁。

【スウェーデン語とアングロ語 (英語) の文献】

Försäkringskassan (2007a) *Lättläst om socialförsäkringen*. Försäkringskassan.

Försäkringskassan (2007b) *Social insurance*. Försäkringskassan.

Försäkringskassan (2007c) *The scope and financing of social insurance in Sweden 2005-2008*.

Försäkringskassan.

Försäkringskassan (2007d) Pressmedelände (2007-12-20) *Nya belopp och beräkningsgrunder inom socialförsäkringen*. Försäkringskassan.

Riksdagen (2002) *Samhällsguiden: En handbok i offentlig service*. Fritzes Kundservice.

Sjukvårdsrådgivningen (2008) www.sjukvardsradgivningen.se